

# 令和3年第2回九戸村議会臨時会会議録

令和3年8月6日（金）  
午前10時 開会 開議

## ◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 村内小中学校エアコン設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 令和3年度九戸村一般会計補正予算（第2号）

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課	長	川 原 憲 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 3 年第 2 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

8 月 6 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 4 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、10 番、山下 勝君、11 番、桂川俊明君、1 番、古舘 巖君の 3 人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

---

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 3、議案第 1 号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

- 総務課長（大向一司君） それでは、議案第1号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の方を九戸村教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 九戸村大字伊保内第3地割37番地。

氏名 中村富美子。昭和52年6月27日生まれ。

令和3年8月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、現委員が令和3年8月11日をもって任期満了となるため、任命しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

- 11番（桂川俊明君） 2点ほど、確認いたしたいと思います。

本人の自宅は店舗を構えているわけですが、本人がどういう形で、経営者的立場で携わっているのかの確認と、仮に役員等経営者であれば、請負関係に役場とあるわけですので、問題があるのかないのかというか、あるのではないかなというのを思うんですが、その確認等を含めて説明をお願いいたします。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

- 総務課長（大向一司君） ご質問のとおり、有限会社の代表取締役役に就任されております。

それで、教育委員等の兼業禁止につきましては、地方自治法第180条の5第6項に規定されているところでございます。これにつきましては、教育委員の職務に関し、当該法人が主として同一の行為をする法人に該当するかということが論点となるかと思っております。そういうことで、教育委員会から当該法人へのすべての支払額を調べさせていただいているところでございます。その割合でございますが、3%に満たない額ということでございました。そういうことで最高裁の判例、議員の皆さまについても同じ判断になるかと思っておりますけれども、当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、このこと自体において当該法人は主として同一の行為をする法人に当たるといふべきとされているというところでございます。

このことから、主として同一の行為をする法人に該当するものではなく、地方自治法第180条の5第6項に規定されている兼業禁止に該当せず、教育委員とし

ての職務の公平性を脅かす実態はないと判断し、提案させていただいているところ  
です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） ここで、休憩をお願いしたいです。

今の件について、議員の方々と確認をしたいと思いますので、全員協議会の開  
催をお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ここで、休憩をいたします。

議運の皆さん、先に議運を開きますので、議長室にお集まりください。

休憩（午前10時07分）

---

再開（午前10時21分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立をする。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第1号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること  
について」は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第2号「九戸村個人情報保護条例の一部  
を改正する条例」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（大向一司君） 議案第2号「九戸村個人情報保護条例の一部を改正す  
る条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第

19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

この条例の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和 3 年 9 月 1 日から施行されることに伴うものでございます。

具体的な内容につきましては、条例改正文の次のページに添えてあります新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

対照表をご覧くださいと思います。

今回、改正する第 24 条は、個人情報、他の行政機関などからオンラインで照会することができるシステムである情報提供ネットワークに記録されている情報提供等記録の個人情報に誤りがあり、訂正請求があった場合の手続きについて定める条となっております。

まず、改正する第 3 項中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めることについては、村の実施機関が保有する個人情報に誤りがあり、訂正の決定をした際の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるものです。これは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更されることに伴うものでございます。

次に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改めることについては、同じく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の「第 19 条第 7 号、第 8 号」の訂正通知先として条例で引用しているところですが、法律改正により項名が 1 号ずつ繰り下げられたことにより、それに伴い引用している条例についても 1 号ずつ繰り下げるというものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則。この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。法律の施行日と同日とするものでございます。

令和 3 年 8 月 6 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第5、議案第3号「村内小中学校エアコン設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 議案第3号「村内小中学校エアコン設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を説明いたします。

村内小中学校エアコン設置工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める契約の工事名は、村内小中学校エアコン設置工事。

工事場所は、九戸郡九戸村地内 小学校5カ所、中学校1カ所。

契約金額は、1億3,123万円。

請負者の所在地は、岩手県二戸市仁左平字北井沢6番地。

名称、二戸ガス株式会社 代表取締役、荒谷拓和でございます。

令和3年8月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案の理由は、村内小中学校エアコン設置工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番(中村國夫君) ただ今、議案第3号について説明がございましたけれども、村内の小中学校のエアコン設置工事についてでございますが、この入札には、何者が参加されたのか。それについて、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 今回の入札の参加業者数は、5者でございました。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。

4番、大崎優一君

- 4番(大崎優一君) エアコンが入るわけですがけれども、台数は何台なのか、お願いします。
- 議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長
- 教育次長(坂野上克彦君) 学校によって台数が違いますけれども、室内機の総計の台数は、69台としております。
- 議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号「村内小中学校エアコン設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長(櫻庭豊太郎君) 日程第6、議案第4号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
これより提案理由の説明を求めます。  
総務課長
- 総務課長(大向一司君) それでは、議案第4号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。  
令和3年度九戸村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。  
歳入歳出予算の補正となります。  
第1条第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,549万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,824万5,000円とするものでございます。  
第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。  
令和3年8月6日提出、九戸村長 晴山裕康。  
ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。



歳入につきましては、2ページのとおり、歳出につきましては、3ページのとおり、それぞれ補正額欄の金額を追加しております。

次のページからが事項別明細となっておりますので、説明させていただきます。まず、歳入でございますが、事項別明細書の3ページをご覧いただきたいと思っております。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金として、前年度繰越金 549 万 1,000 円を増額しております。

次に、21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入、8 節雑入として、公益財団法人日本環境協会からとなりますが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 999 万 9,000 円を新規で計上しております。これは、歳出 2 款総務費で支出する再生エネルギー導入調査及び計画策定委託料の財源となるものでございます。

次に、4 ページに移りまして、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、12 節委託料に 1,549 万円を追加しております。この内訳としまして、1 つは先ほど歳入で触れましたが、再生エネルギー導入調査及び計画策定委託料といたしまして、1,000 万円を計上しております。この内容は、木質ボイラーの導入と木質バイオマス燃料の供給体制の構築に向けて調査等を行うものとなります。

次に、同じく 12 節委託料に自伐型林業研修開催委託料として、549 万円を計上しております。これは総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、自伐型林業に取り組む九戸村地域おこし協力隊のほか、村民に対し自伐型林業の習得や技術に向けた研修指導を行うものです。

以上、令和 3 年度一般会計補正予算(第 2 号)の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番(久保えみ子君) これは、この間の全員協議会のお話があったものだと思いますが、副村長にお伺いいたします。

この調査するところは、どのような業者なのか、民間なのか、それとも専門的な業者なのか。

それで、その業者は、これまでも九戸村みたいなところを調査したことがあるのか。それと、もし、あるのであれば、その市町村にどのような効果が表れているのか、もし、お分かりであればお知らせください。

それと、もう一つが自伐型林業研修の会社の方ですけれども、これもどのような業者に委託するのか。村内の業者か、それとも専門的にそういうふうな研修を行っている業者なのかをお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 再生エネルギーの計画策定の委託先は、基本的には公募で、プロポーザルで選定したいと考えておりますが、基本的にこのような計画調査の委託先を選定するとすれば、まさにすでにそういった実績がある業者であったり、まさにそういう再生エネルギーに対して経験、識見がある、いわゆるコンサルのような業者というようなことになろうかと思ひまして、想定するのは村外のそういう専門の業者が応募してくるのかなと思っております。

それで、そういった事例があるのかというものでございます。今回の日本環境協会が募集した事業自体は新しく立ち上がった事業でございまして、まさに政府が2050年のカーボンニュートラルに向けた地域の推進をするための事業ではございますが、類似事業といたしましては、例えば昨年度、岩泉町が木質バイオマスエネルギーを活用した町内のまさに林業と、そういうエネルギー供給のそういう調査構築を行ったというふうな事例は伺っているところでございます。

それから、2番目の自伐型林業の研修でございまして。これは、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用した事業でございまして、総務省の地域力創造アドバイザーに登録した専門家が対象となります。

全国自伐型推進協議会の代表理事、中嶋さんを中心とする自伐型協会にお願いをしようと思っております。

前回、中嶋さんがいらした際には、実は県内においても例えば陸前高田、隣県になりますと南三陸町。そういった先進的な取り組みもしている方々もいらっしゃるそうでございますので、そういった方々も応援していただきながら、体系的な自伐型林業の研修を実施したいということでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。
- 

◎閉会の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和3年第2回九戸村議会臨時会を  
閉会いたします。  
ご苦労さまでございました。

閉会（午前10時40分）